

【ABC 消費者情報 Vol. 73】

◎悪質な健康食品の送り付けで裁判所から支払督促の申立書が届くことも

健康食品を試供品として送り付け、あとで高額請求をするという手口の相談が、9月～10月の間に計23件寄せられました。「支払わなければ、法的な手段に訴える」と脅したり、実際に簡易裁判所から支払督促の申立書が送付されるようにして、消費者を不安にさせることもあります。裁判所から支払督促の申立書が届いても絶対に支払わず、消費生活センターにご相談ください。

■相談事例

○注文した覚えのない商品が配達されてきたので、発送元の会社に電話すると、「お試しの健康食品を送った。」と言われた。その後、業者が自宅まで来て支払いを要求したが怖くて応じられず、商品は手元に持ったままだった。後日、業者への支払督促の申立書が簡易裁判所から届いた。

■アドバイス

○心当たりのない商品が配達されたときは、受取拒否をし、家族に確認しましょう。
○「支払わなければ、法的な手段に訴える」と脅したり、実際に簡易裁判所から支払督促の申立書が送付されるようにして、消費者を不安にさせることもあります。「支払督促の申立書」が届いたら、2週間以内に「督促異議申立書」を裁判所に提出しなければなりません。放置せずに、消費生活センターに相談しましょう。
○脅迫的な言動を受けて代金を請求されたときなどは、最寄りの交番や警察に連絡しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: 099-254-9110

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

【参考】 vol. 62 「注文していない健康食品の送りつけ商法」

Vol. 72 「新しい手口の健康食品の送りつけ商法にご注意を！」

※配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611